

岩手県告示第9号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定に基づき、次のとおり報告を求める。

平成21年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者 100羽以上の鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥又は七面鳥を所有する者及び10羽以上のだちょうを所有する者
- 3 報告すべき事項 毎週月曜日から日曜日までの当該家畜の飼養に係る次に掲げる事項
  - (1) 飼養羽数
  - (2) 死亡羽数
- 4 報告書の提出期限  
翌週の月曜日までとする。  
なお、高病原性鳥インフルエンザにかかっている可能性を否定できないような事態が生じた場合には、直ちに、報告するものとする。
- 5 報告書の提出先 所管家畜保健衛生所